

パソコン・スマホ・タブレット PC で本が読めます！

－中学校での電子図書館団体利用について－

- ・図書館より、希望のあった市内の中学校の全生徒に、「中学校用 天理市電子図書館利用カード」(ID 付き)を配布します。
- ・パソコン・スマートフォン・タブレット PC から電子図書館にログインし、24時間いつでも、読書や学習に利用することができます。
(年に数回、システムメンテナンスにより利用できない時間帯があります。)
- ・文字サイズの拡大・画面の背景と文字の色の変更・音声読み上げ等、電子書籍ならではの機能で、様々な読書に対応しています。(端末や書籍によっては利用できない機能があります)
- ・自宅での利用には、パソコン・スマートフォン等の端末機器と、インターネットへの接続環境が必要です。インターネットにかかる通信料は利用者負担となります。

貸出冊数、期間：1人2冊、2週間

配布 ID の有効期限：市立中学校を卒業する年度末まで。

申込方法：別紙「天理市電子図書館 団体利用申込票」に記入の上、市立図書館まで。

利用方法：

- ① 人数分の「中学校用 天理市電子図書館利用カード」と「中学校向けご利用ガイド」を、学校に送付します。
- ② 学級担任の教諭を通して、上記2点を生徒に配布してください。
- ③ 利用カードに記載された電子図書館用のIDと、パスワード(初回ログイン時は「999999」)で、ログインできます。

利用カード(例)



※図書館では、どの生徒にどの ID が配布されたか確認できませんので、生徒が ID を忘れた場合に備え、学校での管理(生徒名と配布された ID)をお願いします。なお、ID の再発行はできません。

※生徒は、初回ログイン時、各自で任意のパスワードに変更してください。パスワードを忘れた場合、図書室担当の教諭より図書館にご連絡をいただき、図書館にてパスワード初期化の手続きをします。生徒個人からの問い合わせには対応できません。

※お申込み多数の場合は ID の登録と利用カードの作成は申込み順となり、お待ちいただく場合もあります。

● 電子書籍の利用許諾について

システム提供元の株式会社図書館流通センターより、ご利用上の注意点を承っています。

ご利用の際は、以下の点にご留意ください。

- ・電子書籍の利用は、個人利用前提で著作権者の許諾を得ています。
- ・同時多人数視聴は許諾外の利用方法となります。

【学校授業等でプロジェクタ・電子黒板に投影して同時に多人数視聴する場合】

- ・図書館を通して、株式会社図書館流通センターに、事前に（一週間前までに）、タイトル・著者・出版者、利用日、利用目的、利用方法（人数）をお知らせいただき、許諾をとってくださ
い。
- ・投影映像・授業映像等を、配信・保存することはできません。
- ・コンテンツを使用する方の個人 ID で電子書籍を借りてください。
- ・タイトルによっては使用不可のものもあります。

【本の表紙の画像（書影）データを利用される場合】

- ・広報、配布・掲示資料、Twitter、Facebook 等で書影を掲載する場合、図書館を通して、株式会社図書館流通センターに、事前にタイトル・著者・出版者、掲載媒体、掲載日・期間等をお知らせください。
- ・タレントの写真、アニメキャラクター等著作権以外に肖像権等を有していると考えられるデータを含む書影の使用は避けてください。
- ・書影は、データの改編を行わないでください。（書影を重ねて欠落させる等）

ご不明の点があれば、天理市立図書館にお問い合わせください。

天理市立図書館（TEL 63-0739／FAX 63-3911）